

人材紹介に関する契約書

*****（以下「甲」という）と株式会社キャンパスサポート（以下「乙」という）は、乙から甲に対して行われる人材紹介に関して、以下のとおり契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（業務範囲）

1. 甲は、社員採用に関して、乙に人材（以下「候補者」という）の紹介を委託し、乙はこれを受託するものとする。
2. 乙は、甲が採用する求人要件に該当し、かつ候補者本人が甲への求人応募を承諾した場合、候補者を甲に紹介する。
3. 甲は、乙の事前の同意なしに候補者と直接連絡をとらないものとする。また本契約の有効期間を問わず、乙より甲に候補者を紹介した日から12ヶ月を経過しない間は、甲は、応募方法、職種を問わず、本契約による方法以外では当該候補者を採用しないものとする。ただし、乙の責に帰すべき事由により本契約が解除された場合はその限りではない。
4. 乙の紹介以外の方法で、候補者が甲へ応募または紹介された場合、応募または紹介の時点が最も早いものが優先されるものとする。なお、乙の紹介以前に、候補者が他の方法による応募または紹介されていた場合、甲は乙にその旨を速やかに通知するものとする。
5. 甲は、候補者の採用を決定した場合、乙に対して直ちに採用を決定した事実及び理論年収の額を確認する文書を書面または電子メールにて通知する。
6. 本業務は、乙から甲に対し候補者を紹介するよう務めるものであり、採用の確実性、候補者の資質・能力及び職務経歴書・履歴書その他の応募書類の正確性等を保証するものではない。乙は、乙に重大な過失がある場合を除き、甲と候補者その他の第三者との間のトラブルについて一切の責任を負わない。

第2条（候補者の併願）

甲は乙から紹介した候補者が、他企業の求人に応募する場合があることを確認する。

第3条（応募書類の作成責任）

甲は、職務経歴書・履歴書その他の応募書類は、候補者の責任において作成するものであることを確認する。

第4条（求人条件等の開示・公開）

1. 甲は、事前に開示・公開を希望しない旨を指定した場合を除いて、甲が求人票に記載した求人条件及び乙が独自に収集した情報を候補者に対して提供することに同意する。
2. 甲は、事前に開示・公開を希望しない旨を指定した場合を除いて、甲が求人票に記載した求人条件及び一般的に公開されている甲の企業情報を乙のウェブサイト等において開示・公開することに同意する。

第5条（業務提携先への情報開示）

乙は、乙と業務提携関係にある人材紹介会社に対し、求人票や会社案内など、甲より入手した情報を開示・提供する場合がある。その際には乙の責任のもと、当該業務提携企業が乙と同様の義務を遵守するよう監督する。

第6条（紹介手数料）

1. 甲は乙が実施した人材紹介の対価（以下「紹介手数料」という）として、乙が甲に紹介した候補者が甲に採用された場合、甲は乙に以下の通り紹介手数料を支払うものとする。紹介手数料には消費税を加算する。
2. 紹介手数料について
本人の理論年収の35%とする。
ただし、理論年収とは
①理論年収＝「月額固定給×12ヶ月＋前年度実績賞与額」とする。
ただし、月額固定給＝「基本給＋家族手当＋住宅手当＋役職手当＋その他毎月固定で支払われる諸手当」とし、通勤交通費、及び時間外・休日・深夜労働手当等変動要因のある手当は含まれない。
②年俸制の場合は、年俸額を年収（理論年収）とする。
3. 乙が紹介した候補者を甲の諸事情によりいったん不採用にしたにも関わらず、その後甲が当該候補者を採用し入社に至った場合には、甲はその旨を乙に通知し、乙の紹介から1年以内に限り前項に基づく紹介手数料を支払うものとする。

第7条（請求と支払い）

1. 乙が甲に紹介した候補者の入社後、乙は速やかに請求書を発行するものとする。
2. 甲は、当該請求書を受領した日の属する月の翌月末日までに、乙の指定口座に、当該請求に係る委託料を振込送金する方法により支払うものとする。なお、振込手数料は甲の負担とする。

第8条（返金）

1. 乙が甲に紹介した候補者が、甲に採用された日から起算して次項に定める期間に当人の一身上の都合で退職した場合は、甲は退職日から2週間以内にその事実を乙へ連絡するものとする。また、乙は第6条第1項に基づき既に甲から受領した当該候補者についての紹介手数料の一部を甲に返金するものとする。
2. 前項において、乙が甲に該当候補者についての紹介手数料の一部を返金する場合は以下の通りとする。
・入社後3か月以内に退職した場合、紹介手数料の50%

3. 乙は前項に定める返金以外には、甲に対していかなる返金・賠償の責を負わないものとする。

第9条（守秘義務）

甲または乙は、本契約に関連して知り得た相手方の機密情報、及び候補者に関する個人情報を第三者に開示、または漏洩してはならないものとし、本契約の終了後も継続して効力を有する。ただし、監督官公庁または法令に基づき開示が要請されるものはこの限りではない。

第10条（反社会的勢力の排除）

1. 甲および乙は、相手方に対し、本契約締結時および本契約締結後において、自己、関係会社またはその役員若しくは取引先等が、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を含むが、これに限られない。）ではないこと、反社会的勢力の支配、影響を受けていないこと、および自己の役員、従業員、関係者等が反社会的勢力の構成員またはその関係者ではないことを表明し、保証する。
2. 甲および乙は、相手方が前項に該当する場合には、催告その他何らの手続を要することなく、当該相手方に対して直ちに本契約を解除することができる。この場合、相手方に対する一切の債務につき履行の責を免れるものとする。

第11条（契約の有効期間）

本契約の有効期間は契約締結から1年間とする。但し、期間満了の1ヶ月前までに甲または乙より異議の申し立てのない場合は、本契約は同一条件にて更に1年間延長されるものとし、以後についても同様とする。

第12条（協議事項）

本契約に定めなき事項に関しては、関係法令に従い、甲乙協議の上、誠意をもってこれを解決するものとする。

第13条（合意管轄）

本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

年 月 日

（甲）

（乙） 東京都新宿区舟町6-5 四谷三丁目ビル7階
株式会社キャンパスサポート
代表取締役社長 松本 純

新卒紹介に関する契約書

***** (以下「甲」という)と株式会社キャンパスサポート (以下「乙」という)は、乙から甲に対して行われる人材紹介に関して、以下のとおり契約 (以下「本契約」という)を締結する。

第1条 (業務範囲)

1. 甲は、新卒社員採用に関して、乙に人材 (以下「候補者」という)の紹介を委託し、乙はこれを受託するものとする。
2. 乙は、甲が採用する求人要件に該当し、かつ候補者本人が甲への求人応募を承諾した場合、候補者を甲に紹介する。
3. 甲は、乙の事前の同意なしに候補者と直接連絡をとらないものとする。また本契約の有効期間を問わず、乙より甲に候補者を紹介した日から12ヶ月を経過しない間は、甲は、応募方法、職種を問わず、本契約による方法以外では当該候補者を採用しないものとする。ただし、乙の責に帰すべき事由により本契約が解除された場合はその限りではない。
4. 乙の紹介以外の方法で、候補者が甲へ応募または紹介された場合、応募または紹介の時点が最も早いものが優先されるものとする。なお、乙の紹介以前に、候補者が他の方法による応募または紹介されていた場合、甲は乙にその旨を速やかに通知するものとする。
5. 本業務は、乙から甲に対し候補者を紹介するよう務めるものであり、採用の確実性、候補者の資質・能力及び履歴書その他の応募書類の正確性等を保証するものではない。乙は、乙に重大な過失がある場合を除き、甲と候補者その他の第三者との間のトラブルについて一切の責任を負わない。

第2条 (紹介手数料と返金)

1. 甲が乙を通じて候補者に内定を通知し、候補者が甲からの内定を承諾した場合、乙は速やかに候補者から内定承諾書を受領し、甲は乙が実施した候補者の紹介の対価 (以下「紹介手数料」という)として、候補者1名につき900,000円 (税別)を乙に対し支払うものとする。なお、内定の通知は甲から乙に対して書面または電子メールにより行うものとする。
2. 候補者が内定承諾後、入社日前日までに自己都合により内定を辞退した場合、乙は前項により乙が甲から支払いを受けた紹介手数料の全額を、翌月末までに甲に返金するものとする。なお、内定承諾後の甲による内定取消しの場合には、その理由 (甲の不渡りや倒産・解散等もこれを含む)の如何に問わず、本項は適用されない。但し、候補者の責による内定取消しの場合はこの限りではない。また、甲は内定取消しの事態に陥った場合は乙に速やかにその事実を伝達するとともに、当該候補者の第三者への斡旋を認めるものとする。
3. 乙は、前項に定める返金以外には、甲に対していかなる返金・賠償の責も負わないものとする。

第3条 (請求と支払)

1. 前条第1項の内定承諾書受領後、乙は速やかに請求書を発行するものとする。
2. 甲は、当該請求書を受領した日の属する月の翌月末日までに、乙の指定口座に、当該請求に係る委託料を振込送金する方法により支払うものとする。なお、振込手数料は甲の負担とする。

第4条 (守秘義務)

甲または乙は、本契約に関連して知り得た相手方の機密情報、及び候補者に関する個人情報を第三者に開示、または漏洩してはならないものとし、本契約の終了後も継続して効力を有する。ただし、監督官公庁または法令に基づき開示が要請されるものはこの限りではない。

第5条 (反社会的勢力の排除)

1. 甲および乙は、相手方に対し、本契約締結時および本契約締結後において、自己、関係会社またはその役職員若しくは取引先等が、反社会的勢力 (暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を含むが、これに限られない。)ではないこと、反社会的勢力の支配、影響を受けていないこと、および自己の役員、従業員、関係者等が反社会的勢力の構成員またはその関係者ではないことを表明し、保証する。
2. 甲および乙は、相手方が前項に該当する場合には、催告その他何らの手続を要することなく、当該相手方に対して直ちに本契約を解除することができる。この場合、相手方に対する一切の債務につき履行の責を免れるものとする。

第6条 (契約の有効期間)

本契約の有効期間は契約締結から1年間とする。但し、期間満了の1ヶ月前までに甲または乙より異議の申し立てのない場合は、本契約は同一条件にて更に1年間延長されるものとし、以後についても同様とする。

第7条 (協議事項)

本契約に定めなき事項に関しては、関係法令に従い、甲乙協議の上、誠意をもってこれを解決するものとする。

第8条 (合意管轄)

本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

以上本契約の締結を証するため、本契約書二通を作成し、甲乙記名捺印の上、各一通を保有する。

年 月 日

(甲)

(乙) 東京都新宿区舟町6-5 四谷三丁目ビル7階
株式会社キャンパスサポート
代表取締役社長 松本 純